

農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（案） 新旧対照表

現 行	変 更 後
<p>○農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 【表紙】</p> <p>農業経営基盤強化の促進に関する 基 本 構 想</p> <p><u>平成26年9月</u></p> <p>幕別町</p>	<p>○農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 【表紙】</p> <p>農業経営基盤強化の促進に関する 基 本 構 想（案）</p> <p><u>平成29年 月</u></p> <p>幕別町</p>

現 行	変 更 後																																																																										
<p>【目次】</p> <p style="text-align: center;">～ 目 次 ～</p> <table> <tr> <td>第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標</td> <td>..... 1</td> </tr> <tr> <td>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</td> <td>..... 5</td> </tr> <tr> <td>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</td> <td>..... 15</td> </tr> <tr> <td>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</td> <td>..... 16</td> </tr> <tr> <td>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</td> <td>..... 18</td> </tr> <tr> <td>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</td> <td>..... 33</td> </tr> <tr> <td>第7 その他</td> <td>..... 39</td> </tr> <tr> <td>別紙1 (第5の1(1)⑥関係)</td> <td>..... 40</td> </tr> <tr> <td>別紙2 (第5の1(2)関係)</td> <td>..... 41</td> </tr> <tr> <td>幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型)</td> <td>..... 45</td> </tr> </table>	第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 5	第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 15	第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16	第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 18	第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 33	第7 その他 39	別紙1 (第5の1(1)⑥関係) 40	別紙2 (第5の1(2)関係) 41	幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) 45	<p>【目次】</p> <p style="text-align: center;">～ 目 次 ～</p> <table> <tr> <td>第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標</td> <td>..... 1</td> </tr> <tr> <td>1 幕別町農業の概況</td> <td>..... 1</td> </tr> <tr> <td>2 幕別町農業の現状と課題</td> <td>..... 1</td> </tr> <tr> <td>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組</td> <td>..... 1</td> </tr> <tr> <td>4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</td> <td>..... 3</td> </tr> <tr> <td>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</td> <td>..... 5</td> </tr> <tr> <td>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</td> <td>..... 15</td> </tr> <tr> <td>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</td> <td>..... 16</td> </tr> <tr> <td>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</td> <td>..... 16</td> </tr> <tr> <td>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項</td> <td>..... 16</td> </tr> <tr> <td>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</td> <td>..... 18</td> </tr> <tr> <td>1 利用権設定等促進事業に関する事項</td> <td>..... 18</td> </tr> <tr> <td>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</td> <td>..... 24</td> </tr> <tr> <td>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</td> <td>..... 24</td> </tr> <tr> <td>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</td> <td>..... 27</td> </tr> <tr> <td>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</td> <td>..... 28</td> </tr> <tr> <td>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</td> <td>..... 28</td> </tr> <tr> <td>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</td> <td>..... 29</td> </tr> <tr> <td>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</td> <td>..... 30</td> </tr> <tr> <td>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</td> <td>..... 30</td> </tr> <tr> <td>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</td> <td>..... 30</td> </tr> <tr> <td>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</td> <td>..... 30</td> </tr> <tr> <td>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</td> <td>..... 35</td> </tr> <tr> <td>第8 その他</td> <td>..... 36</td> </tr> <tr> <td>別紙1 (第5の1(1)⑥関係)</td> <td>..... 37</td> </tr> <tr> <td>別紙2 (第5の1(2)関係)</td> <td>..... 38</td> </tr> <tr> <td>幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型)</td> <td>..... 41</td> </tr> </table>	第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1	1 幕別町農業の概況 1	2 幕別町農業の現状と課題 1	3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組 1	4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 3	第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 5	第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 15	第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 16	2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16	第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 18	1 利用権設定等促進事業に関する事項 18	2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 24	3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 24	4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 27	5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 28	6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 28	7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 29	第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 30	1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 30	2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 30	3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 30	第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 35	第8 その他 36	別紙1 (第5の1(1)⑥関係) 37	別紙2 (第5の1(2)関係) 38	幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) 41
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1																																																																										
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 5																																																																										
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 15																																																																										
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16																																																																										
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 18																																																																										
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 33																																																																										
第7 その他 39																																																																										
別紙1 (第5の1(1)⑥関係) 40																																																																										
別紙2 (第5の1(2)関係) 41																																																																										
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) 45																																																																										
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標 1																																																																										
1 幕別町農業の概況 1																																																																										
2 幕別町農業の現状と課題 1																																																																										
3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組 1																																																																										
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標 3																																																																										
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 5																																																																										
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 15																																																																										
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16																																																																										
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 16																																																																										
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 16																																																																										
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 18																																																																										
1 利用権設定等促進事業に関する事項 18																																																																										
2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 24																																																																										
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 24																																																																										
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 27																																																																										
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 28																																																																										
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 28																																																																										
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 29																																																																										
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項 30																																																																										
1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 30																																																																										
2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 30																																																																										
3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項 30																																																																										
第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 35																																																																										
第8 その他 36																																																																										
別紙1 (第5の1(1)⑥関係) 37																																																																										
別紙2 (第5の1(2)関係) 38																																																																										
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想 (営農類型) 41																																																																										

現 行	変 更 後
第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標
<p>1 幕別町は、北海道十勝の中南部に位置し、十勝平野のほぼ中央部にあたる本町、札内、南幕別地区においては畑作物や野菜生産を主体とした、また中山間地である忠類地区においては酪農を主体とした経営を中心に、基幹産業としてはもとより、北海道でも有数の農業主産地としての地位を築き上げている。</p> <p>特に耕種においては、長いもの<u>作付け面積</u>、生産量が過去に全国一になったほか、<u>現在はレタスの作付け面積</u>、収穫量が全道一であり、また、忠類地区におけるゆり根の生産など、<u>幕別町の気象条件土地条件に即した高収益作物</u>の栽培が増えている。</p> <p><u>今後は、このような高収益性の作目を担い手を中心導入して、地域として産地化を図ることとする。</u></p> <p>また、酪農・畜産においては、「幕別町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に則して土・草・家畜が調和した資源循環型酪農・畜産を確立するとともに、人と家畜と環境にやさしいゆとりある経営を育成しつつ、コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織の導入等効率的かつ合理的な生産方式の導入を促進する。</p> <p><u>このような幕別町の農業構造から、今後は、経営規模の拡大を志向する農家と、小規模な野菜生産を中心とした集約的経営を展開する農家との間で、農地の貸借等においてその役割分担を図るとともに、町内で発生する家畜ふん尿や麦わら、豆がら等のほ場副産物を活用して良質な有機質肥料をほ場に還元する土づくりを推進するなど、耕畜が連携し、地域複合としての農業発展を目指す。</u></p> <p>2 幕別町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後を見据えた農業経営の発展の目標を明らかにし、経営規模の拡大や6次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取組を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</p> <p>具体的な経営の指標は、幕別町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体あたり概ね400万円）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。</p> <p>3 幕別町は、将来の幕別町農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力ある者が農業経営の発展</p>	<p>1 幕別町農業の概況</p> <p>幕別町は、北海道十勝平野の中央部からやや南に位置し、ほぼ中央部に当たる幕別地区及び札内地区と南部に当たる忠類地区からなっており、恵まれた土地・気象条件を生かし、約22,500haの広大な農地で、専業農家を主体に約570戸が農業経営を行っている。</p> <p>幕別地区及び札内地区においては、小麦、てん菜、馬鈴しょ、豆類を基幹とした畑作物や野菜生産を主体とし、また、中山間地である忠類地区においては、酪農を主体とした経営を中心に、基幹産業としてはもとより、北海道でも有数の農業主産地としての地位を築き上げている。</p> <p>特に耕種においては、長いもの<u>作付け面積</u>、生産量が過去に全国一になったほか、<u>近年ではレタスの作付け面積</u>、収穫量が全道一を維持しており、また、忠類地区におけるゆり根の生産など、<u>本町の気象条件土地条件に即した高収益作目の栽培</u>が増えている。</p> <p>2 幕別町農業の現状と課題</p> <p>本町の農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は平成27年で約38.6haとなり、全道平均の26.5haと比べ約1.5倍の規模となっているほか、1戸当たりの乳用牛飼養頭数は186頭となり、同じく全道平均の約1.5倍となっている。</p> <p>しかしながら、本町の農業経営体数は年々減少を続け、平成27年は569経営体と平成22年に比べ63経営体が減少（▲10.0%）したほか、農業就業人口は平成27年は1,537人と平成22年に比べ242人が減少（▲13.6%）している。</p> <p>特に、農業就業者の高齢化や後継者不足が進展することにより、将来的には優良農地の遊休化、農村集落における活力の低下が懸念されている。</p> <p>また、安価な輸入農作物の増加に伴う国産農作物価格の低迷、生産資材の高騰に加えて、農産物の貿易ルールを巡っては、経済のグローバル化の進展とともにWTO（国際貿易協定）交渉が進められ、その下でFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）を締結する動きが活発化しており、さらにはTPP（環太平洋経済連携協定）の動きが見られるなど、農業経営を巡る環境はさらに厳しさを増すことが予測されて</p>

現 行	変 更 後				
<p>を目標に当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。</p> <p>幕別町においては、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行い、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やこれらの周辺農家に対しては、上記を構成員とする「幕別町農業再生協議会」等が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や、相互の連携が図られるよう誘導する。</p>	<p>いる。</p> <p>このような状況の中で、本町の農業が地域社会や地域経済を支える基幹産業として発展していくためには、引き続き、新規就農対策を推進し、意欲の高い農業者の育成・確保と農業経営の法人化を進めながら、担い手への農地集積・集約化、ICTを活用したスマート農業の推進、酪農ヘルパーやコントラクター、TMRセンターなどの地域営農支援システムづくりを進め、地域の農業構造を確立することが求められる。</p>				
<p>4 幕別町は、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、農業委員等による協力の下、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化団体が中心となり、土地利用調整を全町的に展開して、集団化・面的集積となる条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。</p> <p>土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。</p> <p>さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、生産技術の改善、土地基盤整備の強化による生産性向上と所得の確保を促進する。</p> <p>また、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や、様々な話し合いの場、説明会等の場に参加を呼びかける等女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。さらに、地域の高齢者についても、その知識や経験を活かすことにより、農業生産や地域活動に一層参加することが期待されることから、今後、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結など、魅力ある農村の確立に向けた環境づくり</p>	<p>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>本町の農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、概ね10年後を見据えた農業経営の発展の目標を明らかにした上で、経営規模の拡大や6次産業化をはじめとした農業経営の多角化等の取組を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。</p> <p>また、町内で発生する家畜ふん尿や麦わら、豆がら等のほ場副産物を活用して良質な有機質肥料をほ場に還元する土づくりを推進するなど、耕畜が連携し、地域複合としての農業構造を確立していくことを目指す。</p> <p>(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間</p> <p>本町の地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとするため、次のとおり、本町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>目標年間農業所得</td><td>1 経営体当たり概ね400万円</td></tr> <tr> <td>目標年間労働時間</td><td>主たる従事者 1人当たり2,000時間程度</td></tr> </table> <p>(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保</p> <p>ア 認定農業者制度の活用</p> <p>認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けたフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を支援する。</p> <p>イ 農業経営の法人化の推進</p> <p>農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支え</p>	目標年間農業所得	1 経営体当たり概ね400万円	目標年間労働時間	主たる従事者 1人当たり2,000時間程度
目標年間農業所得	1 経営体当たり概ね400万円				
目標年間労働時間	主たる従事者 1人当たり2,000時間程度				

現 行	変 更 後
<p>りを支援する。</p>	<p>る重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）、農外企業の参入など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進する。</p>
<p>なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めしていくこととする。</p>	<p>また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。さらに、技術やノウハウ、販路などを有する農外企業と地域の農業者・関係者が連携した取組を推進する。</p>
<p>特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、幕別町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。</p>	<p>さらに、地域の農地や優れた技術を次世代の担い手に継承していくため、法人化などによる経営継承の取組を推進する。</p>
<p>さらに、土地改良事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体の育成の観点から十分な検討を行う。</p>	<p>このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の平成37年度における農業法人数の目標数を70経営体（平成28年1月現在：43経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。</p>
<p>5 幕別町は、経営改善計画の期間を満了した認定農業者が、更なる経営の改善を図れるよう、幕別町農業再生協議会を中心に指導等に努めるとともに、認定農業者への誘導を積極的に行うものとする。また、認定農業者で期間を満了した者が、目標を達成できた場合については、現状の経営を十分に把握し、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の部分についての相談・作成指導等を行い、また、目標を達成できなかった場合については、上記の対応とともに、未達成の要因を分析し、再認定に伴う達成方策や目標等について相談・作成指導を行い、新計画の作成を行う。</p>	<p>ウ 集落営農の組織化・法人化の推進 経営規模の小さな地域や農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、当面、地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が困難な地域においては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指し、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向性を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を促進する。</p>
<p>さらに幕別町は、農業関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会を中心に、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行い、優れた経営体の育成を行う。</p>	<p>エ 女性農業者が活躍できる環境づくり 農村社会の活性化を図る上で、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを支援し、活力ある農村社会の形成を推進する。</p>
	<p>さらに、家族経営協定の締結を支援し、夫婦による経営方針や家事・育児労働を含めた経営内の役割分担の決定、集落営農への参加・協働を推進するとともに、魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。</p> <p>(4) 農用地の利用集積と集約化 人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。</p>

現 行	変 更 後
	<p>(5) 多様な農業経営の育成・確保</p> <p>経営規模の拡大だけではなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。</p> <p>(6) 営農支援体制の整備</p> <p>コントラクター、TMRセンターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。</p> <p>また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。</p>

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

幕別町の新規就農者は、平成16年度から10年間で131人となっており、このうち、後継者の就農が9割を占めている。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行していることから、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、幕別町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、確保・育成すべき人数及び将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の目標として、労働時間・農業所得を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標は、国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間900人の新規就農者及び200人の法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、幕別町においては、年間概ね10人の当該青年等の確保を目標とする。

なお、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、幕別町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、平成17年度から10年間で116人となっており、このうち、後継者の就農が95%以上を占めている。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足が年々進行していることから、従来からの基幹作物である畑作4品と野菜及び生乳生産の産地として生産量の維持・拡大を図るため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、確保・育成すべき人数及び将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新たに就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては、年間概ね10人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち1経営体あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

現 行	変 更 後
<p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。<u>そのため、幕別町農業振興公社が実施する「まくべつ農村アカデミー」研修事業における就農希望者の受入れ及び研修事業を行うとともに、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が技術・経営面の指導を重点的に行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</u></p>	<p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。</p> <p><u>また、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進するとともに、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関が技術・経営面の指導を重点的に行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</u></p>

現 行					変 更 後																																			
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標					第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標																																			
<p>第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に幕別町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、幕別町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>【個別経営体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th><th>経営規模</th><th>生産方式</th><th>経営管理の方法</th><th>農業従事者の態様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 野菜 (ゆり根)</td><td>ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.55 経 営 面 積 1.55 (休 閑 地) 6.45</td><td>・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 軽トラック 1台 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 テーラー用カルチ 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台</td><td>・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,519時間 雇用労働 1,627時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</td><td>・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施</td></tr> <tr> <td>2 畑作 野菜 複合 ①</td><td>ha 秋 播 小 麦 3.5 小 豆 1.0 レ タ ス 1.5 は く さ い 1.5 加工ほうれん草 0.5 経 営 面 積 8.0</td><td>・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1/5台 ブロードキャスター 1/5台 カルチベーター 1/5台 動力噴霧機 1/5台 総合播種機 1/5台 ビーンハーベスター 1/5台 グレンドリル 1/5台 農用トラック 2 t 1台 軽トラック 1台</td><td>・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施</td><td>・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</td></tr> </tbody> </table>					営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	1 野菜 (ゆり根)	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.55 経 営 面 積 1.55 (休 閑 地) 6.45	・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 軽トラック 1台 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 テーラー用カルチ 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,519時間 雇用労働 1,627時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	2 畑作 野菜 複合 ①	ha 秋 播 小 麦 3.5 小 豆 1.0 レ タ ス 1.5 は く さ い 1.5 加工ほうれん草 0.5 経 営 面 積 8.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1/5台 ブロードキャスター 1/5台 カルチベーター 1/5台 動力噴霧機 1/5台 総合播種機 1/5台 ビーンハーベスター 1/5台 グレンドリル 1/5台 農用トラック 2 t 1台 軽トラック 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	<p>第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について例示すると次のとおりである。</p> <p>【個別経営体】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th><th>経営規模</th><th>生産方式</th><th>経営管理の方法</th><th>農業従事者の態様等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 園芸 専業 ①</td><td>ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.50 休 閑 緑 肥 1.50 経 営 面 積 3.00</td><td>・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 トラクター50PS 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台</td><td>・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施</td><td>・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人</td></tr> <tr> <td>2 園芸 専業 ②</td><td>ha は く さ い 1.0 レ タ ス 4.0 キ ャ ベ ツ 2.0 た ま ね ぎ 5.0 (秋播小麦) 8.0 経 営 面 積 20.0</td><td>・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 リバーシブルプラウ 1台 スプレーヤ 1台 ロータリー 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟</td><td>・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持</td><td>・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,179時間 雇用労働 464時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人</td></tr> </tbody> </table>						営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	1 園芸 専業 ①	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.50 休 閑 緑 肥 1.50 経 営 面 積 3.00	・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 トラクター50PS 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	2 園芸 専業 ②	ha は く さ い 1.0 レ タ ス 4.0 キ ャ ベ ツ 2.0 た ま ね ぎ 5.0 (秋播小麦) 8.0 経 営 面 積 20.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 リバーシブルプラウ 1台 スプレーヤ 1台 ロータリー 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,179時間 雇用労働 464時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等																																				
1 野菜 (ゆり根)	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.55 経 営 面 積 1.55 (休 閑 地) 6.45	・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 軽トラック 1台 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 テーラー用カルチ 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,519時間 雇用労働 1,627時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施																																				
2 畑作 野菜 複合 ①	ha 秋 播 小 麦 3.5 小 豆 1.0 レ タ ス 1.5 は く さ い 1.5 加工ほうれん草 0.5 経 営 面 積 8.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1/5台 ブロードキャスター 1/5台 カルチベーター 1/5台 動力噴霧機 1/5台 総合播種機 1/5台 ビーンハーベスター 1/5台 グレンドリル 1/5台 農用トラック 2 t 1台 軽トラック 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人																																				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等																																				
1 園芸 専業 ①	ha ゆり根(販売球) 1.00 ゆり根(養成球) 0.50 休 閑 緑 肥 1.50 経 営 面 積 3.00	・主要な機械設備 歩行用トラクター5.0PS 1台 トラクター50PS 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ボトムプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 スプレーヤ 1台 ゆりね洗净機 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,534時間 雇用労働 1,633時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人																																				
2 園芸 専業 ②	ha は く さ い 1.0 レ タ ス 4.0 キ ャ ベ ツ 2.0 た ま ね ぎ 5.0 (秋播小麦) 8.0 経 営 面 積 20.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 リバーシブルプラウ 1台 スプレーヤ 1台 ロータリー 1台 玉ねぎ移植機 1台 玉ねぎハーベスター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 4,179時間 雇用労働 464時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人																																				

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
3 畑作 野菜 複合 ②	ha 秋 播 小 麦 4.0 小 豆 0.5 菜 豆 1.5 レ タ ス 2.0 キ ャ ベ ツ 2.0 経 営 面 積 10.0	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 カルチベーター 1/3台 動力噴霧機 1/3台 総合播種機 1/3台 ビーンハーベスター 1/3台 グレンドリル 1/3台 農用トラック 2 t 1/5台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,048時間 雇用労働 1,525時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	3 畑作 專業 ①	ha 秋 播 小 麦 7.5 小 豆 4.5 菜 豆 3.0 て ん 菜 7.5 食 用 馬 鈴 薯 4.5 加 工 馬 鈴 薩 3.0 経 営 面 積 30.0	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じやがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,769時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
4 畑作 野菜 複合 ③	ha 秋 播 小 麦 4.0 小 豆 2.0 菜 豆 1.5 レ タ ス 2.5 キ ャ ベ ツ 1.5 食 用 馬 鈴 薩 3.5 経 営 面 積 15.0	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 動力噴霧機 1台 マニュアスプレッダ 1/5台 プロードキャスター 1/5台 総合播種機 1/3台 ビーンスレッシャー 1/3台 カルチベーター3.0m 1台 ビーンハーベスター 1/3台 グレンドリル 1/5台 ポテトプランター 1/5台 農用トラック 2 t 1/5台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・労働時間従事者数 家族労働 1,676時間 雇用労働 1,621時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	4 畑作 專業 ②	ha 秋 播 小 麦 12.5 大 豆 5.0 小 豆 5.0 菜 豆 2.5 て ん 菜 12.5 食 用 馬 鈴 薩 4.5 加 工 馬 鈴 薩 3.0 澗 原 馬 鈴 薩 5.0 経 営 面 積 50.0	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じやがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 ポテトプランター 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 2,576時間 雇用労働 0時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
5 畑作 野菜 複合 ④	ha 秋 播 小 麦 6.5 小 豆 3.5 て ん 菜 4.0 だ い こ ん 1.0 キ ャ ベ ツ 1.0 食 用 馬 鈴 薩 4.0 経 営 面 積 20.0	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 トランクター80PS 1台 動力噴霧機 1/2台 マニュアスプレッダ 1/5台 プロードキャスター 1/2台 総合播種機 1/2台 カルチベーター 1台 グレンドリル 1/2台 ポテトハーベスター 1/3台 ビート移植機 1/3台 農用トラック 2 t 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 2,321時間 雇用労働 484時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人					

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑤	6 畑作 ha	秋 播 小 麦 8.0 野菜 小 豆 5.0 複合 豆 菜 5.0 だいこん 1.0 長いも 1.0 食用馬鈴薯 5.0 加工馬鈴薯 5.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS トラクター80PS 動力噴霧機 マニュアスプレッダ ブロードキャスター 総合播種機 カルチベーター グレンドリル ポテトハーベスター ビートハーベスター トレンチャー 農用トラック4t	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	5 畑作 ha 野菜 小豆 4.0 複合 豆 菜 4.0 ① レタス 2.0 キヤベツ 2.0 玉ねぎ 4.0 経営面積 20.0	5 畑作 ha 野菜 小豆 4.0 複合 豆 菜 4.0 ① レタス 2.0 キヤベツ 2.0 玉ねぎ 4.0 経営面積 20.0	・主要な機械設備 トラクター50PS トラクター82PS 農用トラック4t 軽トラック ブロードキャスター ビートハーベスター ビート移植機 リバーシブルプラウ スプレーヤ グレンドリル ロータリー 総合播種機 玉ねぎ移植機 玉ねぎハーベスター 農舎 パイプハウス	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・家族労働 3,204時間 雇用労働 547時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
	7 畑作 ha	秋 播 小 麦 14.0 野菜 大豆 5.0 複合 豆 菜 6.0 だいこん 1.0 ながいも 2.0 食用馬鈴薯 9.0 加工馬鈴薯 3.0 澣原馬鈴薯 10.0 経営面積 50.0	・主要な機械設備 トラクター80PS トラクター100PS 動力噴霧機 マニュアスプレッダ ブロードキャスター カルチベーター 総合播種機 サブソイラ グレンドリル ポテトハーベスター ビートハーベスター トレンチャー 農用トラック4t	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入		6 畑作 ha 野菜 小豆 3.0 複合 豆 菜 3.0 ② てん菜 6.0 食用馬鈴薯 3.0 レタス 4.0 玉ねぎ 5.0 経営面積 30.0	6 畑作 ha 野菜 小豆 3.0 複合 豆 菜 3.0 ② てん菜 6.0 食用馬鈴薯 3.0 レタス 4.0 玉ねぎ 5.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS トラクター82PS トラクター105PS 農用トラック4t 軽トラック マニアスプレッダ ブロードキャスター ビートハーベスター ポテトハーベスター ビート移植機 リバーシブルプラウ スプレーヤ グレンドリル ロータリー 総合播種機 ポテトプランター 玉ねぎ移植機 玉ねぎハーベスター 農舎 パイプハウス	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入
	8 専業 ha	秋 播 小 麦 16.0 食用馬鈴薯 9.0 加工馬鈴薯 6.0 澣原馬鈴薯 3.0 てん菜 8.0 小豆 4.0 大豆 4.0 経営面積 50.0	・主要な機械設備 トラクター80PS トラクター100PS 動力噴霧機 マニュアスプレッダ ブロードキャスター 総合播種機 カルチベーター サブソイラ ポテトハーベスター ビートハーベスター ポテトハーベスター 農用トラック4t	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入		6 畑作 ha 野菜 小豆 3.0 複合 豆 菜 3.0 ② てん菜 6.0 食用馬鈴薯 3.0 レタス 4.0 玉ねぎ 5.0 経営面積 30.0	6 畑作 ha 野菜 小豆 3.0 複合 豆 菜 3.0 ② てん菜 6.0 食用馬鈴薯 3.0 レタス 4.0 玉ねぎ 5.0 経営面積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS トラクター82PS トラクター105PS 農用トラック4t 軽トラック マニアスプレッダ ブロードキャスター ビートハーベスター ポテトハーベスター ビート移植機 リバーシブルプラウ じやがいも茎葉処理機 スプレーヤ グレンドリル ロータリー 総合播種機 ポテトプランター 玉ねぎ移植機 玉ねぎハーベスター 農舎 パイプハウス	・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・家族労働 4,106時間 雇用労働 87時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
9 畑作 野菜 複合 ⑦	ha 秋 播 小 麦 29.0 食 用 馬 鈴 薯 15.0 澱 原 馬 鈴 薩 15.0 て ん 菜 15.0 小 豆 7.5 大 豆 7.5 加 工 用 人 参 6.0 な が い も 2.0 だ い こ ん 3.0 経 営 面 積 100.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 2台 トラクター80PS 2台 トラクター100PS 2台 マニュアスプレッダ 2台 ブロードキャスター 2台 トレンチャー 1台 総合播種機 1台 カルチベーター 2台 動力噴霧機 1台 サブソイラ 1台 ポテトハーベスター 1台 グレンドリル 1台 ビート収穫機 1台 ポテトハーベスター 1台 農用トラック 4 t 3台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 6,250時間 雇用労働 5,620時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・青色申告の実施	7 畑作 野菜 複合 ③	ha 秋 播 小 麦 7.0 小 豆 5.0 て ん 菜 7.0 食 用 馬 鈴 薩 3.0 だ い こ ん 2.0 長 い も 3.0 に ん じ ん 3.0 経 営 面 積 30.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じやがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持
8 畑作 野菜 複合 ④	ha 秋 播 小 麦 10.0 大 豆 5.0 小 豆 5.0 て ん 菜 10.0 食 用 馬 鈴 薩 3.0 加 工 馬 鈴 薩 3.0 澱 原 馬 鈴 薩 4.0 だ い こ ん 1.0 長 い も 4.0 に ん じ ん 5.0 経 営 面 積 50.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 1台 ポテトハーベスター 1台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 1台 じやがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 1台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 1棟 パイプハウス 3棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持					

現 行					変 更 後				
【組織経営体】									
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
10 畑作 野菜 複合 (組織経営体) ① (3戸共同)	ha 秋 播 小 麦 29.0 食用 馬 鈴 薯 15.0 澱原馬鈴薯 15.0 て ん 菜 15.0 小 豆 7.0 大 豆 7.0 加工用 人 参 7.0 な が い も 2.0 だ い こ ん 3.0 経 営 面 積 100.0	ha ・主要な機械設備 トラクター80PS 2台 トラクター100PS 2台 マニュアスプレッダ 2台 ブロードキャスター 2台 トレンチャー 1台 総合播種機 1台 カルチベーター 2台 動力噴霧機 1台 サブソイラ 1台 ポテトハーベスター 1台 グレンドリル 1台 ビート収穫機 1台 農用トラック 4 t 3台	ha ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	ha ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 9,490時間 雇用労働 2,504時間 家族労働 9人 主たる従事者 3人 補助従事者 6人	9 畑作 野菜 複合 ⑤	ha 秋 播 小 麦 25.0 大 豆 12.0 小 豆 8.0 て ん 菜 25.0 食 用 馬 鈴 薩 6.0 加 工 馬 鈴 薩 3.0 澱原馬鈴薯 7.0 だ い こ ん 3.0 長 い も 5.0 に ん じ ん 6.0 経 営 面 積 100.0	ha トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 トラクター125PS 1台 農用トラック 4 t 1台 軽トラック 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ビートハーベスター 2台 ポテトハーベスター 2台 ビート移植機 1台 リバーシブルプラウ 2台 じゃがいも茎葉処理機 1台 スプレーヤ 1台 グレンドリル 1台 ロータリー 2台 総合播種機 1台 ポテトプランター 1台 フォークリフト 1台 長いも用トレンチャー 1台 農舎 2棟	ha ・主要な機械設備 ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的更新による装備水準の維持	ha ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 5,519時間 雇用労働 4,327時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人
11 畑作 野菜 複合 (組織経営体) ② (3戸共同)	ha 秋 播 小 麦 47.0 食用 馬 鈴 薩 28.0 澱原馬鈴薯 30.0 て ん 菜 10.0 小 豆 10.0 大 豆 10.0 加工用 人 参 8.0 な が い も 2.0 だ い こ ん 5.0 経 営 面 積 150.0	ha ・主要な機械設備 トラクター80PS 2台 トラクター100PS 2台 マニュアスプレッダ 2台 ブロードキャスター 2台 トレンチャー 1台 総合播種機 1台 カルチベーター 2台 動力噴霧機 1台 サブソイラ 1台 ポテトハーベスター 1台 グレンドリル 1台 ビートハーベスター 1台 農用トラック 4 t 3台	ha ・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	ha ・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 10,453時間 雇用労働 5,447時間 家族労働 9人 主たる従事者 3人 補助従事者 6人					

現 行					変 更 後				
【個別経営体】					【組織経営体】				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
12 施設園芸	ha トルコギキョウ 0.3 経 営 面 積 0.3	・主要な機械設備 トラクター30PS 1/2台 深耕ロータリーティラー 1/2台 軽トラック 1台 防除機 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,786時間 雇用労働 1,796時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	10 畑作 野菜 複合 ⑥(組織経営体) 経 営 面 積 120.0	ha 秋 播 小 麦 30.0 大 豆 15.0 小 豆 10.0 て ん 菜 30.0 食 用 馬 鈴 薯 6.0 加 工 馬 鈴 薩 5.0 澱 原 馬 鈴 薩 10.0 だ い こ ん 3.0 長 い も 5.0 に ん じ ん 6.0 経 営 面 積 120.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 動力噴霧機 1台 深耕ロータリーティラー 1台 軽トラック 1台 防除機 1台	・複式簿記基調により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・農業機械、施設の適正保守管理と計画的の更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 6,743時間 雇用労働 3,969時間 家族労働 7人 主たる従事者 2人 補助従事者 5人
13 野菜花卉複合	ha トルコギキョウ 0.1 レ タ ス 2.2 緑 肥 0.7 経 営 面 積 3.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 動力噴霧機 1台 深耕ロータリーティラー 1台 軽トラック 1台 防除機 1台	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 1,436時間 雇用労働 917時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人					
14 肉牛畑作複合	ha 秋 播 小 麦 10.0 食 用 馬 鈴 薩 5.5 て ん 菜 4.5 小 豆 8.0 牧 草 13.1 繁 殖 牛 30頭 後 繼 牛 7頭 肥 育 牛 16頭 素 牛 18頭 経 営 面 積 41.1	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター80PS 1/2台 農用トラック 4 t 1/2台 フロントローダー 1/2台 マニュアスプレッダ 1/2台 プロードキャスター 1/2台 ヘイベイラ 1/2台 牛舎 2棟 堆肥盤 1基	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・労働時間従事者数 家族労働 3,437時間 雇用労働 558時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人					

現 行					変 更 後					
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	【個別経営体】	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
15 酪農 畑作 複合	ha 秋 播 小 麦 7.0 食 用 馬 鈴 薯 7.0 て ん 菜 6.0 牧 草 (乾 草) 14.0 デ ン ト コ ーン 6.0 経 産 牛 30頭 育 成 牛 19頭 経 営 面 積 40.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター80PS 1台 フロントローダー 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ヘイベーラー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 1基 パンカーサイロ 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 4,404時間 雇用労働 839時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	11 肉牛 畑作 複合	ha 秋 播 小 麦 10.0 小 豆 5.0 て ん 菜 4.0 食 用 馬 鈴 薯 5.0 採 草 地 11.1 繁 殖 牛 30頭 後 繙 牛 8頭 素 牛 24頭 経 営 面 積 35.1	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター82PS 1台 農用トラック4t 1台 スキッドローダー 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ヘイベーラー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 2,249時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	
16 肉牛 専業 ①	ha 牧 草 (乾 草) 8.0 牧草(サイレージ) 7.9 繁 殖 牛 50頭 後 繙 牛 17頭 素 牛 26頭 経 営 面 積 15.9	・主要な機械設備 トラクター80PS 1台 農用トラック2t 1台 モアコンディショナー 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパ 1台 マニュアスプレッダ 1台 フロントローダー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 1基 サイロ 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 2,384時間 雇用労働 時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	12 酪農 畑作 複合	ha 秋 播 小 麦 10.0 て ん 菜 3.0 食 用 馬 鈴 薯 7.0 採 草 地 14.0 デ ン ト コ ーン 6.0 経 産 牛 30頭 育 成 牛 19頭 経 営 面 積 40.0	・主要な機械設備 トラクター50PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダー 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 ブロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパ 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(3台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 3,848時間 雇用労働 839時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	
17 肉牛 専業 ②	ha 牧 草 (乾 草) 12.8 牧草(サイレージ) 15.2 繁 殖 牛 80頭 後 繙 牛 27頭 素 牛 41頭 経 営 面 積 28.0	・主要な機械設備 トラクター100PS 1台 農用トラック4t 1台 モアコンディショナー 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパ 1台 マニュアスプレッダ 1台 ホイルローダー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 4基 サイロ 6基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 2,963時間 雇用労働 時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入						

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
18 肉牛 専業 ③	ha 牧草(乾草) 40.3 牧草(サイレージ) 47.4	・主要な機械設備 トラクター100PS 2台 農用トラック 4t 2台 モアコンディショナー 2台 ロールベーラー 2台 ペールラッパ 2台 マニュアスプレッダ 2台 ホイルローダー 2台 ミキサーワゴン 1台 牛舎 2棟 堆肥盤 6基 サイロ 8基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 7,400時間 雇用労働 1,748時間 家族労働 5人 主たる従事者 1人 補助従事者 4人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	13 肉牛 専業 ①	ha 牧草(乾草) 8.0 牧草(サイレージ) 7.9 放牧地 12.8	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 2t 1台 スキッドローダ 1台 マニュアスプレッダ 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ロールシュレッダ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 2,384時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入
19 酪農 肉牛 混合	ha 牧草 33.8	・主要な機械設備 トラクター80PS 1台 農用トラック 4t 1台 スプレイヤー 1台 モアコンディショナー 1台 ロールベーラー 1台	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 3,282時間 雇用労働 192時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入	14 肉牛 専業 ②	ha 牧草(乾草) 12.8 牧草(サイレージ) 15.2 放牧地 22.2	・主要な機械設備 トラクター82PS 1台 トラクター105PS 1台 農用トラック 4t 1台 スキッドローダ 1台 マニュアスプレッダ 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパ 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 ホイルローダ 1台 ミキサーワゴン 1台 ロールシュレッダ 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 2棟 農舎 2棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 2,963時間 雇用労働 0時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入
20 酪農 専業 ①	ha 牧草 17.6 デントコーン 3.3	・主要な機械設備 トラクター80PS 1台 トラクター110PS 1台 農用トラック 4t 1台 総合播種機 1台 プロードキャスター 1台 マニュアスプレッダ 1台 フロントローダー 1台 ロールベーラー 1台 モアコンディショナー 1台 バキュームカー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 1基 サイロ 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 家族労働 3,090時間 雇用労働 144時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・青色申告の実施					

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
21 酪農専業② (けい留式)	ha 牧草 26.0 デントコーン 12.0 経産牛 60頭 育成牛 29頭 経営面積 38.0	・主要な機械設備 トラクター80PS 1台 トラクター110PS 1台 農用トラック4t 1台 総合播種機 1台 プロードキャスター 1台 マニュアスプレッダ 1台 フロントローダー 1台 ロールベーラー 1台 モアコンディショナー 1台 バキュームカー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 1基 パンカーサイロ 1基	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 ・青色申告の実施 家族労働 4,052時間 雇用労働 180時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 4,016時間 雇用労働 216時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人					
22 酪農専業③ (放牧型)	ha 牧草 36.8 デントコーン 6.2 放牧地 16.9 経産牛 60頭 育成牛 37頭 経営面積 59.9	・主要な機械設備 トラクター74PS 1台 トラクター100PS 1台 農用トラック4t 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 モアコンディショナー 1台 フロントローダー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 1基 サイロ 1基	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 ・青色申告の実施 家族労働 5,769時間 雇用労働 480時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	15 酪農専業① 採草地 26.0 デントコーン 12.0 経産牛 60頭 育成牛 29頭 経営面積 38.0	ha トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダー 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(6台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 パンカーサイロ 1基	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック4t 1台 ホイルローダー 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 パイプランミルカ(6台) 1式 牛舎 2棟 堆肥舎 1棟 パンカーサイロ 1基	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 4,016時間 雇用労働 216時間 家族労働 2人 主たる従事者 1人 補助従事者 1人	
23 酪農専業④	ha 牧草 49.2 デントコーン 5.1 経産牛 80頭 育成牛 49頭 経営面積 54.3	・主要な機械設備 トラクター100PS 1台 農用トラック4t 2台 モアコンディショナー 1台 プランタ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 4基 サイロ 6基 車庫 1棟	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労働時間従事者数 ・青色申告の実施 家族労働 5,060時間 雇用労働 905時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	16 酪農専業② 採草地 73.8 放牧地 5.2 デントコーン 7.7 経産牛 120頭 育成牛 73頭 経営面積 86.7	ha トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック4t 2台 ホイルローダー 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルキングシステム8W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 4棟 搾乳舎 1棟 パンカーサイロ 6基 車庫 1棟	・主要な機械設備 トランクター50PS 1台 トランクター82PS 1台 トランクター105PS 1台 農用トラック4t 2台 ホイルローダー 1台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパー 1台 モアコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルキングシステム8W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 4棟 搾乳舎 1棟 パンカーサイロ 6基 車庫 1棟	・複式簿記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・労働時間従事者数 家族労働 5,339時間 雇用労働 1,070時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	

現 行					変 更 後				
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等	営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
24 酪農 専業 ⑤	ha 牧 草 73.8 デントコーン 7.7 経 産 牛 120頭 育 成 牛 73頭 経 営 面 積 81.5	・主要な機械設備 トラクター100PS 1台 農用トラック 4 t 2台 ロールベーラー 1台 モアコンディショナー 1台 プランタ 1台 プロードキャスター 1台 牛舎 1棟 堆肥盤 4基 サイロ 6基 車庫 1基	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 5,339時間 雇用労働 1,070時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	17 酪農 専業 ③ (組織経営体)	ha 採 草 地 246.0 放 牧 地 17.3 デントコーン 25.6 経 産 牛 400頭 育 成 牛 240頭 経 営 面 積 288.9	・主要な機械設備 トラクター105PS 3台 農用トラック 4 t 2台 ホイルローダ 2台 総合播種機 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアスプレッダ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 ペールラッパー 1台 モアーコンディショナー 1台 テッダーレーキ 1台 バキューム 1台 バルククーラー 1台 ミルキングシステム16W 1式 TMRミキサー 1台 牛舎 2棟 堆肥舎 6棟 搾乳舎 1棟 バンカーサイロ 8基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 18,000時間 雇用労働 7,822時間 家族労働 9人 主たる従事者 1人 補助従事者 8人
【組織経営体】									
25 酪農 専業 (組織経営体)	ha 牧 草 246.0 デントコーン 25.6 経 産 牛 400頭 育 成 牛 240頭 経 営 面 積 271.6	・主要な機械設備 トラクター100PS 3台 農用トラック 4 t 2台 モアコンディショナー 1台 プランタ 1台 プロードキャスター 1台 ロールベーラー 1台 牛舎 2棟 堆肥盤 6基 サイロ 8基 車庫 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る。 ・コントラクターの利用、酪農ヘルパーの活用による作業の省力化 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、休日制、給料制の導入 ・労働時間従事者数 家族労働 6,400時間 雇用労働 11,709時間 家族労働 3人 主たる従事者 1人 補助従事者 2人	<p>注) なお、この指標は、あくまで主な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。</p>				
<p>注) なお、この指標は、あくまで主要な営農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。</p>									

現 行	変 更 後
<p>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p><u>第1の6</u>に示した目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標は、第2で定めるものと同様とする。ただし、<u>青年等の農業所得の目標を第1の2</u>で定める目標の5割程度としていることから、状況に応じて緩和する。</p>	<p>第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <p><u>第1の3の(3)</u>に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。</p> <p>ただし、<u>農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者</u>にあっては、<u>それら農業所得の目標を第1の3の(2)</u>で定める目標の5割程度としていることから、状況に応じて緩和する。</p>

現 行	変 更 後								
<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標は概ね次に掲げる程度であるが、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合がより一層高まるように努めるものとする。</p> <p>○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">備 考</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"><u>95%</u></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	<u>95%</u>		<p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標</p> <p>第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標は次のとおりとし、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合がより一層高まるように努めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標</td><td style="padding: 5px; vertical-align: top;">備 考</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"><u>農用地面積の95%程度</u></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考	<u>農用地面積の95%程度</u>	
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
<u>95%</u>									
効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考								
<u>農用地面積の95%程度</u>									
<p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状</p> <p>幕別町における認定農業者への農用地の利用集積状況は、<u>92.3%</u>（平成25年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者も少なくなく、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとは<u>言えない</u>状況にある。</p> <p>また、農業者の平均年齢は<u>58.2歳</u>（平成25年度（法人を除く。））で、後継者のいる農家は全体の<u>4分の1</u>程度である。幕別町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、地域によっては平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が<u>進んで</u>いる地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し</p> <p>平成26年3月末現在、経営主の年齢が70歳以上で後継者がいない農家戸数は69戸、経営地は982.2haであり、今後<u>10年～15年間</u>でかなりの農地が供給されることが予想される。このため、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、さらには、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進するなど、農用地の集約化を推進する。</p>	<p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>(1) 農用地の利用の状況、営農活動の実態等の現状</p> <p>本町における認定農業者等担い手となる経営体への農用地の利用集積状況は、<u>95.0%</u>（平成27年度）と高い割合であるが、経営地が分散している農業者も少なくなく、自宅や農業用施設からの距離を考えると、全ての農業者が効率的な農業を営んでいるとは<u>いえない</u>状況にある。</p> <p>また、農業者の平均年齢は<u>58.8歳</u>（平成28年3月末現在（法人を除く。））で、後継者のいる農家は全体の<u>22.5%</u>となっている。本町においても遊休農地となるおそれがある農地は存在すると見込まれており、平均年齢が60歳を超える地域もあることなどから、高齢化が<u>進行して</u>いる地域や条件不利地域などでその発生が懸念されている。</p> <p>(2) 今後の農地利用等の見通し</p> <p>平成28年3月末現在、経営主の年齢が70歳以上で後継者がいない農家戸数は57戸、その経営耕作面積は<u>780.3ha</u>であることから、今後<u>10年間</u>でかなりの農地が供給されることが予想される。このため、農地が遊休化しないよう、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。</p> <p>また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、農業機械の作業効率及び労働生産性の更なる向上のための生産基盤の整備などの施策も活用し、農用地の集約化を推進する。</p>								

現 行	変 更 後
<p>(3) 将来の農地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組</p> <p><u>幕別町においては、今後10～15年間で多くの農地が供給される見込みであることから、農用地の集約化の推進に向けては、その受け手となる担い手の育成・確保に努めることが重要である。</u></p> <p><u>具体的には、認定農業者については、経営所得安定対策等への加入に相まって、耕種農家のほとんどが認定農業者となっているものの、畜産農家は耕種農家と比較して認定率が低いことから、認定農業者制度の普及活動を行う。</u></p> <p><u>さらに、農業委員等の協力を得ながら、農地利用集積円滑化団体が中心となり土地利用調整を全町的に展開し、認定農業者に向け農用地が利用集積されるよう努める。</u></p> <p><u>また、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。</u></p> <p>新規就農者については、<u>幕別町農業振興公社</u>が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の習得を行うことにより、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る</p> <p>(4) 関係機関及び<u>関係団体</u>との連携等</p> <p>目標の実現に向け、<u>幕別町</u>においては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、<u>幕別町農業振興公社</u>等が相互に連携し濃密な指導を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体に対しては、農業関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会を中心に、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会の開催等、優れた経営体の育成を図る。</p>	<p>(3) 将来の農地利用ビジョンと実現に向けた具体的な取組</p> <p><u>本町においては、認定農業者及び新規就農者の育成・確保を推進し、これら担い手となる経営体への利用集積・集約化に向け、「人・農地プラン」の定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用集積・集約化に向けた合意形成を図り、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。</u></p> <p>新規就農者については、<u>公益財団法人幕別町農業振興公社</u>（以下「町公社」という。）が行う「まくべつ農村アカデミー」を通じて、実際の圃場にて行われる実践研修や農閑期の座学研修を通じた経験と知識の習得を行うことにより、次代を担う農業者の育成・確保に努め、遊休農地の発生防止と持続的な農業の発展を図る。</p> <p>(4) 関係機関及び<u>団体</u>との連携等</p> <p>目標の実現に向け、<u>本町</u>においては、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、<u>町公社</u>等が相互に連携し濃密な指導を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体に対しては、農業関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会を中心に、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合単位の研修会を開催する等により、優れた経営体の育成を図る。</p>

現 行	変 更 後
<p style="text-align: center;">第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>幕別町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、幕別町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>幕別町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べる。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。</p> <p>ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。</p> <p>(オ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101</p>	<p style="text-align: center;">第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <p>本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。</p> <p>本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>以下、各個別事業ごとに述べる。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項</p> <p>(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件</p> <p>① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。</p> <p>ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。</p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。</p> <p>(オ) 略</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101</p>

現 行	変 更 後
<p>号) 第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下、「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 幕別町長への確約書の提出や幕別町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これらの二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容 略</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 幕別町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p>	<p>号) 第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業の実施主体(以下「農地利用集積円滑化団体」という。)又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第3条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。</p> <p>ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。</p> <p>ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ ①から⑤までに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。</p> <p>(2) 利用権の設定等の内容 略</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p>

現 行	変 更 後
<p>② 幕別町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定時期</p> <p>① 幕別町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 略</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出とともに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 幕別町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>④ 略</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>① 幕別町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 幕別町は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ 幕別町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p>	<p>② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定時期</p> <p>① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 略</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出とともに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、幕別町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ 本町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>④ 略</p> <p>(6) 農用地利用集積計画の作成</p> <p>① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 町は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。</p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p>

現 行	変 更 後
<p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウの事項について、<u>幕別町</u>はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。</p> <p>①～④</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)及びその支払(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項</p> <p>ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)(以下、「農林水産省令」という。)で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨</p> <p>ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める)</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p><u>幕別町</u>は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</p> <p>ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。</p> <p>(9) 公告</p> <p><u>幕別町</u>は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を<u>幕別町</u>の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果</p>	<p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウの事項について、<u>町</u>はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払いの方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項</p> <p>ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「農林水産省令」という。)第16条の2に定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨</p> <p>ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項((オ)については必要に応じて定める。)</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p><u>町</u>は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。</p> <p>ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。</p> <p>(9) 公告</p> <p><u>町</u>は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を<u>町</u>の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果</p>

現 行	変 更 後
<p>幕別町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。</p> <p>(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 略</p> <p>(12) 紛争の処理</p> <p>幕別町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。</p> <p>(13) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 幕別町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。</p> <p>イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。</p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 幕別町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>③ 幕別町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を幕別町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>④ 幕別町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</p> <p>⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるとときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の</p>	<p>町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。</p> <p>(11) 利用権の設定等を受けた者の責務 略</p> <p>(12) 紛争の処理</p> <p>町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。</p> <p>(13) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。</p> <p>イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。</p> <p>ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったとき。</p> <p>③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</p> <p>⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるとときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実</p>

現 行	変 更 後
<p>実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して実施を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 幕別町は、幕別町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 幕別町、農業委員会、農業協同組合等は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>	<p>実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 町、農業委員会、農業協同組合等は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>
<p>3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</p> <p>(1) 幕別町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 幕別町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>	
<p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>幕別町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 略</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、<u>作付地の集団化、農作業の効率化</u>その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>①及び② 略</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を幕別町に提出して、農用地利用規程について幕別町の</p>	<p>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進</p> <p>町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 略</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容</p> <p>①及び② 略</p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受け</p>

現 行	変 更 後
<p>認定を受けることができる。</p> <p>② <u>幕別町</u>は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条第1項に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>エ 略</p> <p>③ <u>幕別町</u>は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を<u>幕別町</u>の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>④ 略</p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ <u>幕別町</u>は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、<u>認定農業者</u>と、特定農用地利用規程は、<u>法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画</u>とみなす。</p> <p>(7) 農用地利用規程の変更等</p> <p>① 略</p> <p>② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を<u>幕別町</u>に届け出るものとする。</p>	<p>认められることがある。</p> <p>② <u>町</u>は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、農林水産省令第24条に基づき意見を聴いた後、法第23条第1項の認定をする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>エ 略</p> <p>③ <u>町</u>は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を<u>町</u>の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>④ 略</p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② 略</p> <p>③ <u>町</u>は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。</p> <p>(7) 農用地利用規程の変更等</p> <p>① 略</p> <p>② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を<u>町</u>に届け出るものとする。</p>

現 行	変 更 後
<p>③ 幕別町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>④ 略</p> <p>(8) 農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>①～③ 略</p> <p>(9) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 幕別町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 幕別町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p>	<p>③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第10条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>④ 略</p> <p>(8) 農用地利用改善団体の勧奨等</p> <p>①～③ 略</p> <p>(9) 農用地利用改善事業の指導、援助</p> <p>① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</p> <p>② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</p>
<p>5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進 略</p> <p>幕別町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 略</p>	<p>4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 農作業の受委託の促進 略</p> <p>本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 略</p>
<p>6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>(1) 幕別町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</p>	<p>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</p> <p>本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。</p>

現 行	変 更 後
<p>7 担い手の育成に関する事項</p> <p>(1) <u>認定農業者制度の推進</u></p> <p>幕別町では、今後農業従事者の高齢化及び担い手不足等による労働力不足が予測され、今後は地域農業を担う意欲と能力のある経営者の育成・確保が重要であると考える。そのため、幕別町農業再生協議会を中心に「認定農業者制度」の理解促進に努め、認定農業者や認定志向者に対し各種研修会等を実施する。</p> <p>また、既認定者が5年間の期間を満了する時には、再認定への促進を行うとともに、計画達成者については、さらなる経営の改善を目標に、また計画未達成者については、その原因の分析を行い、新計画の計画達成に向けた指導・助言等を実施する。</p> <p>(2) <u>農業経営の法人化の支援</u></p> <p>上記の理由等により将来的には担い手不足が予想されるため、広域的な役割を果たす特定農業法人を視野に入れ、労働条件の改善や新規就農希望者の受入先の確保及び地域農業の担い手としての法人の育成を促進するための相談、指導等の支援を実施する。</p>	
<p>8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</p> <p>第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、<u>幕別町地域担い手育成センター</u>は関係機関・団体との連携のもと、次の<u>取り組み</u>を重点的に推進する。</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>① 受入環境の整備</p> <p>幕別町では、幕別町農業振興公社により、担い手の育成・確保対策事業を行っている。今後も北海道農業担い手センター等が行う就農相談会への参加、<u>幕別町農業振興公社</u>ホームページへの新規就農に関する対策の掲載など、就農に向けた情報を提供する。また、新規就農希望者、中堅・新規学卒農業後継者等を対象として「まくべつ農村アカデミー」を開設し、就農・営農に必要な技術や経営能力の習得を目的とした様々な研修を実施する。</p> <p>② 中長期的な取組</p> <p>児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</p> <p>新規就農を希望する者の円滑な就農を促進するため、<u>幕別町</u>、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、指導農業士、<u>幕別町農業振興公社</u>で構成する「アカデミー事業部会」において、新規就農希望者が確実に定着し、安定した農業経営</p>	<p>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</p> <p>第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、<u>地域の担い手育成</u>に関する総合的な推進機関である<u>町公社</u>及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の<u>取組</u>を重点的に推進する。</p> <p>(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組</p> <p>① 受入環境の整備</p> <p>町公社では、北海道農業担い手センター等が行う就農相談会への参加、<u>町公社</u>ホームページへの新規就農に関する対策の掲載など、就農に向けた情報を提供する。また、新規就農希望者、中堅・新規学卒農業後継者等を対象として「まくべつ農村アカデミー」を開設し、就農・営農に必要な技術や経営能力の習得を目的とした様々な研修を実施する。</p> <p>② 中長期的な取組</p> <p>児童・生徒らが農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう<u>関係機関</u>と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、農業体験の場や農産物を通じた食育を進めるなど、農業に関する知見を広められるようにする。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援</p> <p>新規就農を希望する者の円滑な就農を促進するため、<u>町</u>、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、指導農業士、<u>町公社</u>で構成する「アカデミー事業部会」において、新規就農希望者が確実に定着し、安定した農業経営が行えるよう支援を</p>

現 行	変 更 後
<p>が行えるよう支援を行う。</p> <p>② 就農初期段階の地域全体でのサポート 略</p> <p>③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、国の支援策や道の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) 関係機関等の役割分担</p> <p>就農に向けた情報提供や就農相談、また、就農に向けた農業技術・経営能力の習得に向けた研修は<u>幕別町農業振興公社</u>、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業改良普及センター、農業協同組合等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。</p>	<p>が行えるよう支援を行う。</p> <p>② 就農初期段階の地域全体でのサポート 略</p> <p>③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、国の支援策や<u>北海道</u>の新規就農関連事業等を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) 関係機関等の役割分担</p> <p>就農に向けた情報提供や就農相談、また、就農に向けた農業技術・経営能力の習得に向けた研修については<u>町公社</u>、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合等、<u>農地の確保</u>については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めます。</p>

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

幕別町は、1から8までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

幕別町は、ゆとりみらい21推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。ゆとりみらい21推進協議会は、この検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、幕別町は、このような協力の推進に配慮する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、ゆとりみらい21推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1及び第4で掲げた目標や第2及び第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、各関係機関・団体が当面行うべき対応を明確にし、関係者が一体となって、効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

現 行	変 更 後
<p>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p><u>幕別町</u>においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大している傾向にある。また、今後10年で高齢化に伴う離農により、農地が供給されることが予測されているところである。</p> <p>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を<u>集約化</u>し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。</p> <p>農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</p> <p>① <u>幕別町</u>における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が<u>整った</u>もの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた<u>幕別町</u>全域を対象として行うこととする。</p> <p>② <u>幕別町</u>を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</p> <p>③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施区域が偏ることがないよう、<u>幕別町</u>が<u>事業実施区域</u>の調整を行うこととする。</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、</p>	<p>第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <p>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</p> <p><u>本町</u>においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農が進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。</p> <p>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を<u>面的に集積</u>し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが重要な課題となっている。</p> <p>農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を的確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れる等の条件を満たす者が実施するものとする。</p> <p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</p> <p>① <u>本町</u>における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が<u>調った</u>もの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた<u>本町</u>全域を対象として行うこととする。</p> <p>② <u>本町</u>を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</p> <p>③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないよう、<u>町</u>が<u>事業実施地域</u>の調整を行うこととする。</p> <p>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>① 事業実施の基本方針に関すること</p> <p>② 事業実施地域に関すること</p>

現 行	変 更 後
<p>貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項</p> <p>イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項</p> <p>ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項</p> <p>② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項</p> <p>ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項</p> <p>イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項</p> <p>ウ 農用地等の管理に関する事項</p> <p>エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項</p> <p>③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項</p> <p>④ 事業実施区域に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、 北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</p> <p>⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項</p>	<p>③ 事業対象農用地に関する事項</p> <p>④ 事業実施に当たっての調整等に関する事項</p> <p>⑤ 事業実施計画に関する事項</p> <p>⑥ 農地所有者代理事業に関する事項</p> <p>⑦ 農地売買等事業に関する事項</p> <p>⑧ 研修等事業に関する事項</p> <p>⑨ その他の事業に関する事項</p>
<p>(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、幕別町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、幕別町から承認を受けるものとする。</p> <p>② 幕別町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事業実施区域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施区域と重複することにより当該重複する区域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施区域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施区域が重複する他の農地</p>	<p>(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方</p> <p>農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。</p> <p>② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地</p>

現 行	変 更 後
<p>利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>③ 幕別町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 幕別町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び<u>事業実施区域</u>を幕別町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>⑤及び⑥ 略</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 幕別町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 幕別町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 幕別町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>④ 幕別町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を幕別町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(4) 幕別町による農地利用集積円滑化事業規程の策定</p> <p>① 幕別町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を<u>事業実施区域</u>として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p> <p>② 幕別町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、幕別町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 幕別町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事</p>	<p>用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。</p> <p>カ及びキ 略</p> <p>③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び<u>事業実施地域</u>を幕別町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>⑤及び⑥ 略</p> <p>(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p> <p>① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>④ 町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定</p> <p>① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を<u>事業実施地域</u>として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規</p>

現 行	変 更 後
<p>業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ <u>幕別町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施区域を幕別町の掲示板への掲示により公告する。</u></p> <p>⑥ 略</p> <p>(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 略</p> <p>(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な<u>集約化</u>を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</p> <p>①及び② 略</p> <p>(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>① 略</p> <p>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ<u>おおよそ5年以内</u>とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期間内とする。</p> <p>③ 略</p> <p>(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 略</p>	<p>程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ <u>町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の掲示板への掲示により公告する。</u></p> <p>⑥ 略</p> <p>(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 略</p> <p>(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な<u>面的集約</u>を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。</p> <p>②～⑤ 略</p> <p>(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</p> <p>①及び② 略</p> <p>(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項</p> <p>① 略</p> <p>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ<u>概ね5年以内</u>とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借り入れの存続期間内とする。</p> <p>③ 略</p> <p>(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 略</p>

現 行	変 更 後
	<p><u>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項</u></p> <p>1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に普及啓発活動を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。</p> <p>2 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。</p>
<p><u>第7 その他</u></p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。</p>	<p><u>第8 その他</u></p> <p>この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この基本構想は、平成29年 月 日から施行する。</p>

現 行	変 更 後
<p>別紙1 (第5の1 (1) ⑥関係)</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第1条第3項の規定による地方公共団体</u>（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）<u>又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</u></p> <p>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p>	<p>別紙1 (第5の1 (1) ⑥関係)</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体</u>（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）<u>又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）</u></p> <p>○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p> <p>(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。</p>

現 行	変 更 後
<p>別紙2 (第5の1(2)関係)</p> <p>I 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p> <p>II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p> <p>III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合</p> <p>略</p> <p>IV 所有権の移転を受ける場合</p> <p>略</p>	<p>別紙2 (第5の1(2)関係)</p> <p>I 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p> <p>II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合</p> <p>略</p> <p>III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合</p> <p>略</p> <p>IV 所有権の移転を受ける場合</p> <p>略</p>

現 行								変 更 後											
幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（當農類型）								幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（當農類型）											
【個別経営体】										【個別経営体】									
當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)		
1 野菜 (ゆり根)	ゆり根(販売球) ゆり根(養成球)	1.00 0.55	1人 (1, 161)	1人 (358)	5, 181	12, 000	6, 819	43. 2	1 園芸 專業 ①	ゆり根(販売球) ゆり根(養成球) 休 閑 緑 肥	1.00 0.50 1.50	1人 (1, 172)	1人 (362)	6, 040	18, 000	11, 960	33. 6		
	計	1.55								計	3.00								
當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)		
2 畑作 野菜 複合 ①	秋 播 小 麦 小 豆 レ タ ス はくさい 加工ほうれん草	3.50 1.00 1.50 1.50 0.50	1人 (723)	1人 (180)	5, 353	15, 872	10, 519	33. 7	2 園芸 專業 ②	はくさい レ タ ス キ ャ ベ ツ 玉ねぎ (秋播小麦)	1.00 4.00 2.00 5.00 8.00	1人 (1, 944)	2人 (2, 235)	8, 246	32, 701	24, 455	25. 2		
	計	8.00								計	20.00								
當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)		
3 畑作 野菜 複合 ②	秋 播 小 麦 小 豆 菜 豆 レ タ ス キ ャ ベ ツ	4.00 0.50 1.50 2.00 2.00	1人 (842)	2人 (206)	5, 346	17, 248	11, 902	31. 0	3 畑作 專業 ①	秋 播 小 麦 小 豆 菜 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯	7.50 4.50 3.00 7.50 4.50 3.00	1人 (1, 223)	2人 (546)	10, 061	30, 488	20, 427	33. 0		
	計	10.00								計	30.00								
當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	當農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)		
4 畑作 野菜 複合 ③	秋 播 小 麦 小 豆 菜 豆 レ タ ス キ ャ ベ ツ 食用馬鈴薯	4.00 2.00 1.50 2.50 1.50 3.50	1人 (1, 186)	2人 (490)	7, 613	21, 700	14, 087	35. 1	4 畑作 專業 ②	秋 播 小 麦 大 豆 小 豆 菜 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯 澫原馬鈴薯	12.50 5.00 5.50 2.50 12.50 4.50 3.00 5.00	1人 (1, 781)	2人 (795)	17, 239	47, 390	30, 151	36. 4		
	計	15.00								計	50.00								

現 行									変 更 後								
営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
5 畑作 野菜 複合 ④	秋 播 小 麦 小 豆 て ん 菜 だいこん キヤベツ 食用馬鈴薯	6.50 3.50 4.00 1.00 1.00 4.00	1人 (1, 531)	2人 (790)	6, 439	22, 334	15, 895	28. 8	5 畑作 野菜 複合 ①	秋 播 小 麦 小 豆 て ん 菜 レタス キヤベツ 玉ねぎ	4.00 4.00 4.00 2.00 2.00 4.00	1人 (1, 939)	2人 (1, 265)	5, 706	29, 294	23, 588	19. 5
	計	20.00								計	20.00						
6 畑作 野菜 複合 ⑤	秋 播 小 麦 小 豆 て ん 菜 だいこん 長いも 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯	8.00 5.00 5.00 5.00 1.00 1.00 5.00 5.00	1人 (1, 826)	2人 (1, 823)	14, 521	41, 365	26, 844	35. 1	6 畑作 野菜 複合 ②	秋 播 小 麦 小 豆 菜 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 レタス 玉ねぎ	6.00 3.00 3.00 6.00 3.00 4.00 5.00	1人 (1, 949)	2人 (2, 157)	11, 200	39, 269	28, 069	28. 5
	計	30.00								計	30.00						
7 畑作 野菜 複合 ⑥	秋 播 小 麦 大 豆 て ん 菜 だいこん ながいも 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯 澣原馬鈴薯	14.00 5.00 6.00 1.00 2.00 9.00 3.00 10.00	1人 (1, 861)	2人 (2, 050)	23, 711	71, 488	47, 777	33. 2	7 畑作 野菜 複合 ③	秋 播 小 麦 小 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 だいこん 長いも にんじん	7.00 5.00 7.00 3.00 2.00 3.00 3.00	1人 (1, 831)	2人 (1, 827)	10, 091	42, 683	32, 592	23. 6
	計	50.00								計	30.00						
8 畑作 専業	秋 播 小 麦 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯 澣原馬鈴薯 て ん 菜 小 豆 大 豆	16.00 9.00 6.00 3.00 8.00 4.00 4.00	1人 (1, 758)	2人 (785)	11, 232	43, 565	32, 333	25. 8	8 畑作 野菜 複合 ④	秋 播 小 麦 大 豆 小 豆 て ん 菜 食用馬鈴薯 加工馬鈴薯 澣原馬鈴薯 だいこん 長いも にんじん	10.00 5.00 5.00 10.00 3.00 3.00 4.00 1.00 4.00 5.00	1人 (1, 968)	2人 (2, 417)	17, 410	63, 685	46, 275	27. 3
	計	50.00								計	50.00						

現 行									変 更 後								
営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
9 畑作 野菜 複合 ⑦	秋 播 小 麦	29.00	1人 (2,166)	2人 (4,084)	44,519	137,022	92,503	32.0	9 畑作 野菜 複合 ⑤	秋 播 小 麦	25.00	1人 (1,913)	2人 (3,606)	34,835	116,324	81,489	29.9
	食用馬鈴薯	15.00								大 豆	12.00						
	澣原馬鈴薯	15.00								小 豆	8.00						
	て ん 菜	15.00								て ん 菜	25.00						
	小 豆	7.50								食用馬鈴薯	6.00						
	大 豆	7.50								加工馬鈴薯	3.00						
	加工用人参	6.00								澣原馬鈴薯	7.00						
	だいこん	2.00								だいこん	3.00						
	ながいも	3.00								長 い も	5.00						
	計	100.00								にんじん	6.00						
[組織経営体]									[組織経営体]								
営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
10 畑作 野菜 複合 (組織経営体)	秋 播 小 麦	29.00	3人 (5,340)	6人 (4,150)	48,402	140,300	91,898	34.0	10 畑作 野菜 複合 (組織経営体)	秋 播 小 麦	30.00	2人 (3,794)	5人 (2,949)	43,708	134,590	90,882	32.5
	食用馬鈴薯	15.00								大 豆	15.00						
	澣原馬鈴薯	15.00								小 豆	10.00						
	て ん 菜	15.00								て ん 菜	30.00						
	小 豆	7.00								食用馬鈴薯	6.00						
	大 豆	7.00								加工馬鈴薯	5.00						
	加工用人参	7.00								澣原馬鈴薯	10.00						
	だいこん	2.00								だいこん	3.00						
	ながいも	3.00								長 い も	5.00						
	計	100.00								にんじん	6.00						
営農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)									
11 畑作 野菜 複合 (組織経営体)	秋 播 小 麦	47.00	3人 (5,395)	6人 (5,058)	58,694	191,131	132,437	31.0									
	食用馬鈴薯	28.00															
	澣原馬鈴薯	30.00															
	て ん 菜	10.00															
	小 豆	10.00															
	大 豆	10.00															
	加工用人参	8.00															
	だいこん	5.00															
	ながいも	2.00															
	計	150.00															

現 行								変 更 後									
[個別経営体]									[個別経営体]								
営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
12 施設 園芸	トルコギキョウ	0.30	1人 (1,275)	1人 (511)	4,002	10,442	6,440	38.3	11 肉牛 畑作 複合	秋 播 小麦 小豆 てん菜 食用馬鈴薯 採草地	10.00 5.00 4.00 5.00 11.10	1人 (1,900)	1人 (349)	12,818	38,603	25,785	33.2
	計	0.30								繁殖牛 後継牛 素牛	30頭 8頭 24頭						
										計	35.10						
13 野菜 花卉 複合	トルコギキョウ レタス 緑肥	0.10 2.20 0.70	1人 (1,142)	1人 (294)	4,002	11,385	7,383	35.2									
	計	3.00															
14 肉牛 畑作 複合	秋 播 小麦 食用馬鈴薯 てん菜 小豆 牧草	10.00 5.50 4.50 8.00 13.10	1人 (1,900)	1人 (1,537)	10,070	38,188	28,118	26.0	12 酪農 畑作 複合	秋 播 小麦 てん菜 食用馬鈴薯 採草地 デントコーン	10.00 3.00 7.00 14.00 6.00	1人 (1,997)	1人 (1,851)	12,735	46,701	33,966	27.3
	繁殖牛 後継牛 肥育牛 素牛	30頭 7頭 16頭 18頭								経産牛 育成牛	30頭 19頭						
	計	41.10								計	40.00						
15 酪農 畑作 複合	秋 播 小麦 食用馬鈴薯 てん菜 牧草(乾草) 牧草(サイレージ)	7.00 7.00 6.00 14.00 6.00	1人 (2,202)	1人 (2,202)	9,378	39,376	29,998	23.8	13 肉牛 專業 ①	牧草(乾草) 牧草(サイレージ) 放牧地	8.00 7.90 12.80	1人 (1,800)	1人 (584)	8,024	20,050	12,026	40.0
	経産牛 育成牛	30頭 19頭								繁殖牛 後継牛 素牛	50頭 17頭 26頭						
	計	40.00								計	28.70						

現 行									変 更 後								
営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
16 肉牛 專業 ①	牧草(乾草) 牧草(サレージ)	8.00 7.90	1人 (1,800)	1人 (584)	5,956	14,910	8,954	39.9	14 肉牛 專業 ②	牧草(乾草) 牧草(サレージ) 放 牧 地	12.80 15.20 22.20	1人 (1,800)	1人 (1,163)	11,394	31,950	20,556	35.7
	繁 殖 牛 後 繙 牛 素 牛	50頭 17頭 26頭								繁 殖 牛 後 繙 牛 素 牛	80頭 27頭 41頭						
	計	15.90								計	50.20						
17 肉牛 專業 ②	牧草(乾草) 牧草(サレージ)	12.80 15.20	1人 (1,800)	1人 (1,163)	9,701	23,720	14,019	40.9	15 酪農 專業 ①	採 草 地 デントコーン	26.00 12.00	1人 (2,037)	1人 (1,979)	20,694	55,391	34,697	37.4
	繁 殖 牛 後 繙 牛 素 牛	80頭 27頭 41頭								經 产 牛 育 成 牛	60頭 29頭						
	計	28.00								計	38.00						
18 肉牛 專業 ③	牧草(乾草) 牧草(サレージ)	40.30 47.40	1人 (2,000)	4人 (5,400)	28,238	75,490	47,252	37.4	16 酪農 專業 ②	採 草 地 放 牧 地 デントコーン	73.80 5.20 7.70	1人 (2,000)	2人 (3,339)	35,542	103,155	67,613	34.5
	繁 殖 牛 後 繙 牛 素 牛	250頭 85頭 129頭								經 产 牛 育 成 牛	120頭 73頭						
	計	87.70								計	86.70						
19 酪農 肉牛 混合	牧 草 經 产 牛 繁 殖 牛 後 繙 牛 素 牛	33.80 40頭 20頭 7頭 11頭	1人 (1,800)	1人 (1,482)	7,018	25,002	17,984	28.1									
	計	33.80															

現 行									変 更 後								
當農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	當農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
20 酪農 専業 ①	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	17.60 3.30 40頭 17頭 20.90	1人 (1,623)	1人 (1,467)	6,092	25,712	19,620	23.7	17 酪農 専業 ③ (組織經營 体)	採 草 地 放 牧 地 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	246.00 17.30 25.60 400頭 240頭 288.90	1人 (1,800)	8人 (16,200)	112,798	343,894	231,096	32.8
21 酪農 専業 ② (けい留式)	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	26.00 12.00 60頭 29頭 38.00	1人 (2,166)	1人 (1,886)	12,670	40,378	27,708	31.4									
22 酪農 専業 ③ (放牧型)	牧 草 デントコーン 放 牧 地 経 産 牛 育 成 牛 計	36.80 6.20 16.90 60頭 37頭 59.90	1人 (2,100)	2人 (3,669)	12,591	37,698	25,107	33.4									
23 酪農 専業 ④	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	49.20 5.10 80頭 49頭 54.30	1人 (1,900)	2人 (3,160)	16,594	50,054	33,460	33.2									
24 酪農 専業 ⑤	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	73.80 7.70 120頭 73頭 81.50	1人 (2,000)	2人 (3,339)	24,584	75,506	50,922	32.6									

【組織經營体】

當農類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)
17 酪農 専業 ③ (組織經營 体)	採 草 地 放 牧 地 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	246.00 17.30 25.60 400頭 240頭 288.90	1人 (1,800)	8人 (16,200)	112,798	343,894	231,096	32.8

注) なお、この指標は、あくまで主な當農類型について例示したものであり、農業経営改善計画の認定に当たっては、本構想の趣旨を達成できるものであれば、この指標以外の類型についてもその対象とするものである。

現 行									変 更 後																			
[組織経営体]																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営農 類型</th><th>作目・頭数</th><th>面積</th><th>主たる従事者 労働時間(h)</th><th>補助従事者 労働時間(h)</th><th>農業所得 (千円)</th><th>農業収益 (千円)</th><th>農業経営費 (千円)</th><th>所得率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 酪農 専業 (組織経営体)</td><td>牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計</td><td>246.00 25.60 400頭 240頭 271.60</td><td>1人 (2,200) 2人 (4,200)</td><td>69,439 251,700 182,261 27.6</td><td>251,700</td><td>182,261</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>									営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)	25 酪農 専業 (組織経営体)	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	246.00 25.60 400頭 240頭 271.60	1人 (2,200) 2人 (4,200)	69,439 251,700 182,261 27.6	251,700	182,261				
営農 類型	作目・頭数	面積	主たる従事者 労働時間(h)	補助従事者 労働時間(h)	農業所得 (千円)	農業収益 (千円)	農業経営費 (千円)	所得率 (%)																				
25 酪農 専業 (組織経営体)	牧 草 デントコーン 経 産 牛 育 成 牛 計	246.00 25.60 400頭 240頭 271.60	1人 (2,200) 2人 (4,200)	69,439 251,700 182,261 27.6	251,700	182,261																						
<p>注) なお、この指標は、あくまで主要な営農類型について例示したものであり、<u>経営改善計画の認定にあたっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。</u></p>																												